**平成30年度 広島県教師養成塾を活用した学校インターンシップ募集要項**

**１　目的**

広島県教師養成塾を活用した学校インターンシップ（以下「学校インターンシップ」という。）は，本県の小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校小学部を含む。以下「小学校」という。）教員を志す大学生を対象に，県内の小学校において学校インターンシップを実施することにより，教育に対する情熱や使命感を涵養するとともに，教職についての理解や意欲を高めることなどを通して，中山間地域をはじめとした広島県教育を担う人材の育成に資することを目的とする。

**２　研修のねらいと内容**

本学校インターンシップは，広島県教師養成塾における実地研修を主体とし，大学１年次から２年次までの２年間にわたり，以下のねらいに応じた内容の研修を実施する。

|  |  |
| --- | --- |
| 実施時期  （時間数） | 大学１年次：11月上旬～翌年３月中旬（20時間以上）  大学２年次：４月中旬～翌年３月中旬（40時間以上） |
| 研修場所 | 広島市を除く広島県内22市町が設置する小学校のうちの学校インターンシップ受入校 |
| ね ら い | ・児童とのふれあいを通して教職の魅力を実感し，教育に対する情熱や使命感を涵養する。  ・教員の仕事を体験し，教員の喜びや苦労を通して教職についての理解や意欲を高める。  ・中山間地域等における教育環境や特色等を知り，その魅力を実感する。 |
| 内　容 | ・児童とのふれあい活動  ・授業観察やその補助  ・運動会などの学校行事の運営補助  ・「山・海・島」体験活動などの特別活動の運営補助  ・教員の業務全般に係る観察　など |

原則，大学１年次に受講を開始し，大学２年次で修了とする。

・２年間の課程を修了した者には，学校インターンシップ修了証書を授与する。

**３　応募要件**

　　次の(1)～(5)の要件を満たす者であること。

(1)　 平成30年度の大学１年次生であり，将来，広島県内の各市町立（広島市を除く）の小学校

で教職に就くことを志望する者のうち，３年間継続して実施する「平成30年度広島県教師養成塾」

への参加が困難で応募できない者であること。

(2)　２年間にわたり継続的に受講する意志があること。

(3)　大学卒業時に小学校教諭一種免許状取得予定であること。

(4)　本教師塾における活動中の不測の事態に備え，自分自身のけが等や対人（相手側）及び対物（施

設・備品等）賠償に適用できる保険（学研災付帯賠償責任保険（学研賠）等）に加入していること。

(5)　大学１年次の事前研修会及び大学２年次の修了式に必ず参加すること。

**（注意）「平成30年度広島県教師養成塾」入塾申込書の中で，学校インターンシップ受講希望調査欄を「有」**

**としている者については，本学校インターンシップへの応募者として扱いますので申し込みは不要です。**

**４　受講生決定までの手続**

(1)募集人数：50～70人程度（実地研修受入校の空き定員数を上限とする。）

(2)学校インターンシップ申込書等の作成

　① 「学校インターンシップ申込書（様式１）」

　　 ・電子データに必要事項を入力し印刷後，黒ボールペンを用いて署名すること。

なお，写真貼付欄に写真を貼ること。

　　② ３ 応募要件(4)の要件を満たすことを証明する「保険加入証明書（様式２）」

(3)　申込方法，学校インターンシップ受講生決定等

　① 申込方法

　・学校インターンシップ希望者（以下「希望者」という。）が，広島県教育委員会へ申

し込むこと。

② 受付期間【希望者 ⇒ 広島県教育委員会】

　　　・平成30年９月３日（月）午前９時から 平成30年９月７日（金）午後５時まで

③ 提出方法

・希望者は，作成した学校インターンシップ申込書（様式１）の電子データ（Excel）

を，(4)提出先に示すメールアドレスに送信すること。その際，電子データ（Excel）

にはパスワードをかけるとともに，別途パスワードを明記したメールを送信すること。

・メール送信後，１週間以内に，署名し写真を貼った学校インターンシップ申込書等（様

式１）及び保険加入証明書（様式２）を(4)提出先に示す場所に，郵送（簡易書留）

又は持参すること。

　　④ 学校インターンシップ受講生決定方法

・決定方法は，原則，電子データ（Excel）による申込の先着順とする。ただし，応募

状況によっては，同一大学からの受講生の数に上限を設ける場合がある。

(4)　提出先

広島県教育委員会事務局管理部教職員課採用研修係

　　〒730-8514　広島市中区基町９－42（県庁東館５階）

電話　082-513-4927　　　　　　　　　　　　 **（エル）**

メールアドレス（[kyouikukenshu@pref.hiroshima.lg.jp](mailto:kyouikukenshu@pref.hiroshima.lg.jp)）※全て半角英字

(5)　学校インターンシップ受講生決定の通知

広島県教育委員会から希望者本人に，平成30年９月26日（水）までに受講の可否を通

知する。

**５　辞退勧告**

本学校インターシップ開始後，次の場合は，受講の辞退を許可，又は受講を取り消すことがある。

(1)　受講生が家庭の事情等で研修を継続することが困難であるとき。

(2)　遅刻・欠席が著しく，また，指導に従わない等，受講生としての適格性を欠くとき。

(3)　その他，研修の目的を達成することが困難であると判断されるとき。

**６　学校インターンシップにおける２年間の主な内容について**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 月日 | 時間・内容等 | |
| 大学  １年次 | 事前研修会  10月14日（日） | 10:00  ～10:20 | ○オリエンテーション |
| 10:20  ～12:00 | ○学校インターンシップについて  　・目的，心構え及び留意点 |
| ○授業参観等の視点  　・公開研究会等の紹介及び参観の視点等 |
| 13:00  ～14:15 | ○児童の手本となるマナー講座 |
| 14:30  ～15:30 | ○児童の発達段階に応じた対応 |
| 15:40  ～16:00 | ○本日の振り返り及び諸連絡 |
| 10月15日（月）  ～10月31日（水） | － | 学校インターンシップスケジュールの調整  ※スケジュール表提出（締切11月４日(日)予定） |
| 11月上旬  ～３月中旬 | － | 大学１年次の学校インターンシップ  ※大学２年次の学校インターンシップスケジュ  ールの調整（３月下旬まで）  ※スケジュール表提出（締切:３月27日(水)予定） |
| 大学  ２年次 | ４月中旬  ～３月中旬 | － | 大学２年次の学校インターンシップ |
| 修了式  ３月中旬 | － | 学校インターンシップ修了証書授与等  ※案内は別途 |

**７　その他**

(1)　本学校インターンシップに係る研修経費（教材費等）は無料とする。なお，保険加入料，

交通費及び食費などの個人に係る全ての経費は自己負担とする。

(2)　研修中，事故等が起きた場合は，広島県教育委員会教職員課採用研修係に連絡するとと

もに，速やかに保険等を活用するよう手続きを始めること。

　(3)　学校インターンシップ実施前までには，はしか（麻しん）・風しんの予防接種を受けて

いることが望ましい。なお，実地研修受入校から予防接種を求められた場合は，速やかに

応じること。

**広島県教師養成塾を活用した「学校インターンシップ」におけるＱ＆Ａ**

Ｑ１：受講生は，広島県・広島市の教員採用候補者選考試験（以下「採用試験」という。）を

必ず受験しなければいけませんか。

Ａ１：本学校インターンシップは，採用試験とは無関係のため，採用試験の受験を必須とはし

ていません。

しかし，**広島県教育委員会の施策に沿った様々な研修等を計画**していますので，将来広

島県内の各市町（広島市を除く）の小学校教員を志望する方には是非受講していただきた

いと考えています。

Ｑ２：修了するためには，２年間継続して受講しなければいけませんか。

Ａ２：応募要件にもあるとおり，原則として，２年間にわたり継続的に受講することとしてい

ます。体調不良などで，やむを得ず欠席する場合は，必ず学校インターンシップ受入校に

連絡してください。

Ｑ３：受講生は，採用試験において，試験の一部が免除されるなどの措置はありますか。

Ａ３：本学校インターンシップは，採用試験とは無関係のため，特別な措置はありません。本学校インターンシップで学び身に付けたことが，本県の小学校教員として入職した直後から生かされると考えています。

Ｑ４：希望者は必ず学校インターンシップを受講できますか。

Ａ４：受講生は，学校インターンシップの受入可能人数に応じて決定しますので，必ず学校インターン

シップを受講できるわけではありません。

Ｑ５：学校インターンシップは，どこの小学校で実施されるのですか。

Ａ５：広島市を除く広島県内22市町が設置する小学校で実施します。希望者が申込書に記入した第１希

望から第３希望を踏まえて，広島県教育委員会が各市町教育委員会と調整の上，受講生の受入校を

決定します。

Ｑ６：大学１年次の事前研修会（平成30年10月14日開催）の参加は必須ですか。

Ａ６：必ず参加してください。学校インターンシップに行く前に，目的や心構え，児童の手本となるマナ

　　ーや児童の発達段階に応じた対応，接し方等について学んでいただきたいからです。

Ｑ７：訪れたことのない市（町）の学校での学校インターンシップを希望しようと考えていま

すが，宿泊施設を紹介していただけますか。

Ａ７：ほとんどの地区に宿泊施設があります。希望される方は広島県教育委員会教職員課採用

研修係に御相談ください。

Ｑ８：保険（学研災付帯賠償責任保険（学研賠）等）に加入していなければ学校インターンシップを受

講できませんか。また，広島県教育委員会で斡旋（仲介）を行ってくれますか。

Ａ８：受講生の皆さんをはじめ，本学校インターンシップに関わる全ての方々が安心して研修

を実施していただくため，保険の加入は必須としています。なお，広島県教育委員会によ

る保険の斡旋（仲介）はできませんが，相談に応じることは可能です。